

令和元年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年9月6日（金）
午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 15人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 4番 山崎 巖 6番 福山 英則
7番 仲田 茂 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
12番 金木 洋子 15番 熊本 孝信
17番 茶木 俊一 20番 中井 義則
21番 奥野 健一 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 5番 若林 勉
11番 金田 修一 13番 高瀬 昌弘
16番 中島 潔 18番 五十嵐英夫
19番 坂田 幸雄
5. 議 題 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項
の規定による許可申請について
議案第26号 事業計画変更申請について
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
6. 報告事項 報告事項第24号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第25号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第
1項第6号の規定による受理について
報告事項第26号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第27号 競売に係る農地法第5条の規定による許
可申請について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、1番大場委員、2番大橋委員、3番大浦委員、5番若林委員、11番金田委員、13番高瀬委員、16番中島委員、18番五十嵐委員、19番坂田委員より欠席届があり、出席委員数は15名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。20番中井委員、22番高瀬委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、2ページの3番は、●●委員の同居の親族が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は37,503.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、農地中間管理機構特例事業で、7月26日にあっせん委員会を開催し、あっせんを行った譲受人に所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、高齢のため、息子に使用貸借権の設定をするものです。

6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

6番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 6番は五十嵐委員で、8月26日に譲受人の妻と奥村推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田と畑で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、3番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、3番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、3番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、3番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、3番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、3番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、3番について、申請どおり「許可」することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第25号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから11ページまでです。

今回は、4条申請2件、5条申請23件で、面積は合計15,306㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの1番は店舗敷地の拡張であります。固定資産台帳を確認した際に、田を店舗敷地として利用していたことを知り、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、農家住宅を新築する計画であります。実家に戻って農業を承継する予定でしたが、実家には兄弟がおり、相互扶助のため、実家隣に建築するものであります。申請地より半径500mの範囲に小学校、保育所があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

7ページの1番は、医療機関を移転する計画であります。現在ある医療機関は、老朽化が激しく、医療機関として運営する基準

を満たさなくなかったこと、現在ある場所は借地であったことから、申請地へ移転するものであります。申請地の一部は過去に転用の許可を受けた場所でありましたので、併せて事業計画変更を提出しております。申請地は市街化区域に近接し、市街化傾向が著しい場所にある農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

2番は、駐車場を設置する計画であります。既存の敷地に新たな工場を建設することとなり、それに伴い、駐車場を確保する必要があることから、既存敷地と一体利用が可能な申請地を選定したものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しました。

3番は保育所の駐車場を設置する計画であります。児童の送迎や職員の駐車場が不足しており、近隣に迷惑を掛けていたため、駐車場を確保するものであります。申請地より半径500mの範囲に医療施設、保育施設があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所にて住宅を建築する計画となっております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

5番は、デイサービスの施設敷地の拡張であります。申請地が農地であったことが判明しこれを是正するものであります。なお、申請書には始末書添付もございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

6番は、一般住宅を建築する計画であります。親族との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

7番は6番の通路を確保するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

8番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

9番は、農業用施設を設置する計画であります。現在の住宅敷地内に農業用施設用地を確保しておりましたが、その場所に家族が住宅を建築することとなり、営農している場所に近い申請地にて農業用施設を確保するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

10番は、農業用施設用地を確保するものであります。経営規模の拡大により、現在の施設では手狭となったため、申請地にて施設を設置するものであります。申請地は、特定土地改良事業が実施された農地であり、第1種農地となりますが、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

11番は、資材置場を拡張する計画であります。平成29年、30年と拡張してきましたが、依然産業廃棄物の搬入が多く、再生資源化する作業効率が悪くなったため、資材置場の拡張をおこなうものであります。申請地は市街化調整区域内にある農地で、農地の集団規模も10ヘクタール以上であり、1区画が2,500㎡以上の圃場である甲種農地となり、許可の基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

12番は、一般住宅を建築する計画であります。住宅の老朽化、義母の介護の関係から、建て替えを検討したが、現在の住環境では不利であったため、申請地を選定したものであります。既存の住宅は新築後売却予定との事であります。申請地は10ヘクタールに満たない集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

13番は、駐車場を設置する計画であります。業績が好調で雇用の拡大を行ってきましたが、駐車場が不足してきたことから今回計画されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内に存する農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

14番は、住宅敷地の拡張であります。分譲宅地を購入しましたが、倉庫を設置したかったのですが、敷地が不足であったため、今回申請されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途

区域内に存する農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

15番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲に地区センター、医療機関があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

16番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内で、農地の集団規模も10ヘクタール以上の第1種農地ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

17番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

18番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

19番は、セレモニーホールを増設する計画であります。家族葬向けのセレモニーホールの需要が高くなってきていることから、設置を計画されてものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

20番は、住宅敷地の拡張であります。実家隣に住宅を建築しようとして計画した際に、田を住宅敷地として利用していたことを知り、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もございます。申請地より半径500mの範囲に保育所、小学校があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

21番は、一般住宅を建築する計画であります。通勤の利便性のため、会社に程近い場所を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

22番は美容院を建設する計画であります。取得した美容師の資格を活かすため、住居隣に独立するものであります。10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

23番は、周辺林地開発の一環で、間伐材等の位置仮置場としての資材置き場を設置する計画であります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

なお、5条申請の1番、2番、11番、21番については、欠席届を提出している委員の担当地区でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 5条申請の1番は大場委員の担当であります。8月27日に会長、事務局、推進員及び代理人外4名で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。なお、事業計画変更の現地についても同様であることの報告も受けております。

2番は大場委員の担当であります。8月24日に推進員、代理人及び事業者の2名の現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

11番は大橋委員の担当であります。8月27日に金木委員、推進委員、代理人外2名で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けてお

ります。

21番は若林委員の担当であります。8月25日に推進員、地元総代、譲渡人で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第25号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第26号事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第26号事業計画変更申請についてご説明申し上げます。議案書のページは12ページです。

議案第25号の5条申請の1番でもご説明しましたが、病院建設予定地の一部が過去に農地転用の許可を受けた場所であったため、転用事業者及び転用事業の変更を行うものであります。申請地は市街化区域に近接し、市街化傾向が著しい場所にある農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第26号事業計画変更申請については、承認相当と意見を付して市長に送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、13ページから17ページです。

今回は5件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、6～9年が3件、10年が1件です。設定面積は、29,253.00㎡です。

また、今回は利用権の移転が10件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は15ページの6番から16ページの15番までです。

移転先についてですが、後継者移譲となり、個人農家である■さんが、後継者である□□さんに農業経営を移譲するものです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きますして、報告事項に入ります。
報告事項第24号 農地法第3条の3第1項の規定による受理に
ついて
報告事項第25号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項
第6号の規定による受理について
報告事項第26号 農地法第18条第6項の規定による通知につ
いて
報告事項第27号 競売に係る農地法第5条の規定による許可申
請について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第24号農地法第3条の3第1項の規定による受理に
ついて、ご報告します。議案書は18ページから25ページです。
今回の受理件数は17件で、すべて相続により所有権を取得し
たものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませ
んでした。
報告事項第25号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項
第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書の
ページは26ページから35ページまでです。
今回の受理件数は、4条が6件、5条が26件、合わせて3
2件、面積は合わせて26, 173. 54㎡となっております。
内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容につい
てご説明いたします。
27ページ2番、6番は、受理通知日が空欄となっております
が、共同住宅敷地として一体利用するため、事業面積が1000
㎡以上の建物が伴う事業で開発許可が必要となり、開発許可日と
同日で受理するものです。
28ページ16番は、受理通知日が空欄となっておりますが、
事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許
可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。
28ページ18番は、受理通知日が空欄となっておりますが、
隣接する宅地と一体利用のもので、事業面積が1000㎡以上の
建物が伴う事業で開発許可が必要となり、開発許可日と同日で受
理するものです。
32ページ2番、33ページ6～8番、34ページ12番は、
受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以
上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許

可日と同日で受理いたします。

報告事項第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、36ページから38ページです。

解約件数は8件で、解約面積は25,385㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第27号競売に係る農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。議案書は、39ページです。

先月議決いただきました競売に係る買受適格証明書を発行いたしました申請者が入札の結果、落札者となりましたので、併せて議決いただきました当該申請者が落札者となった場合、当該申請者が農地転用の許可申請を提出した際には会長の専決処分により、許可相当と意見を付して市長の送付することとされておりましたので、許可相当と意見を付して市長に送付いたしましたので報告いたします。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これをもちまして、令和元年度第6回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日は、ありがとうございました。